

障 福 第 2 0 0 号  
令和7年4月28日

障害者就労施設事業所運営法人代表者 様  
(就労継続支援A型事業所)  
(金沢市以外に所在する事業所に限る)

石川県健康福祉部障害保健福祉課長

「就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業」の国庫補助協議について（照会）

日頃より本県の障害保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省より、当該事業に係る国庫補助協議を実施する旨の連絡がありました。

つきましては、協議を希望する法人は、別添の内容にご留意のうえ、下記によりご提出くださいますようお願いいたします。

なお、要望があった場合でも採択されるとは限らないことを申し添えます。

#### 記

- 1 提出期限：令和7年5月21日（水）厳守
- 2 「就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業」の概要
  - (1) 対 象 者：令和6年度の生産活動収支が赤字であり、経営改善計画書を県が定める期日までに提出した就労継続支援A型事業所  
※金沢市以外に所在する事業所に限る  
※提出期限が到来していない場合は、過去の提出状況等による
  - (2) 補 助 上 限 額：1施設又は事業所あたり 14,550 千円
  - (3) 補 助 割 合：国 10/10
  - (4) 補 助 対 象：生産設備の導入費用、経営改善に関する専門家等との連携に要する費用
  - (5) 補助対象経費：モデル事業の実施に必要な  
報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費  
(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、  
役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料  
及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金
- 3 提出書類：
  - ・別添様式：事業計画書（別紙2）、積算内訳書（別紙3）
  - ・参考書類（パンフレット及び見積書（2者以上））※生産設備導入経費に限る

4 提出方法：電子メールにより、下記まで送付してください。

メールアドレス：imada-k@pref.ishikawa.lg.jp

※受付漏れ防止のため、送付後は担当者に連絡願います。

5 その他：

(1) 協議対象は原則、令和8年2月28日までに納品等ができるものに限る。

(2) 要望しない法人におかれましては、回答及び書類の提出は不要です。

(3) 本事業は「障害者就労施設における生産活動の効率化に資する ICT 機器等の導入事業」の補助金と補助対象が重複することから、併給できないこととする。

(担 当)

石川県障害保健福祉課  
地域生活支援グループ 今田

TEL：076-225-1459

FAX：076-225-1429